

回答書様式

契約件名	首都圏中央連絡自動車道 坂東PA交通情報設備工事
------	--------------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P27～30	支柱製作費 CCTV 設備・休憩施設混雑情報板設備・可変式道路情報板設備・交通量計測設備において、支柱は新設との記載がありますが、金抜き設計書に「支柱製作費」の内訳が入っておりません。別途工事か設計変更対象になりますでしょうか？	特記仕様書に支柱が新設と記載のある設備は、各建柱工に支柱製作費が含まれます。
2	図面番号 AG-06 記仕様書 P27～30	休憩施設混雑情報板について 休憩施設混雑情報板について、基礎工・支柱建柱工・支柱製作費が含まれておりません。特記仕様書にも支柱の新設の記載がありませんが、別途工事か設計変更対象になりますでしょうか？ また、反射標識部も本工事の施工範囲になるのでしょうか？	基礎工・支柱建柱工・支柱製作費は別途工事です。 また、休憩施設混雑情報を表示する正面パネルは本工事に含まれますが、休憩施設名を表示する標識部は別途工事です。
3	図面番号 AG-26	掘削時の土留について 掘削深さが 1500 以上の場合でも直掘りで計上されていますが、土留を使用せざるをえない場合は設計変更対象になりますでしょうか？	監督員と協議のうえ必要に応じ設計変更対象となります。
4	特記仕様書 P11	試掘について 現道部の掘削箇所について試掘費は見込んでおりますが、現道部の掘削箇所が増える場合は設計変更対象になりますでしょうか？	監督員と協議のうえ必要に応じ設計変更対象となります。
5	特記仕様書 P17	試掘時の交通規制について 特記仕様書 P17 では「交通規制に要する費用は監督員と協議の上、設計変更対象とする」とありますが、現道の試掘時に交通規制が必要な場合も設計変更対象になりますでしょうか？	監督員と協議のうえ必要に応じ設計変更対象となります。
6		諸経費の補正について 当初の数量には交通規制は含まれておりませんが、混雑情報板は現道部の管路土工、据付があるため設計変更で交通規制が追加されることがほぼ確定しています。共通仮設費、現場管理費の補正は一般交通影響の有無により変わりますが、当初は諸経費の補正なし（一般交通影響なし）で計上するのでしょうか？また、当初は諸経費の補正なしで変更後に交通規制が追加される場合は、設計変更時に諸経費の補正ありに	当初諸経費は補正無しとし、監督員と協議のうえ必要に応じ設計変更対象となります。

		変更すればよろしいでしょうか？	
--	--	-----------------	--